

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月24日
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【電話番号】	03-6722-4813
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルブル8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（インド・ダブルベア8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルブル8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（中国・ダブルベア8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルブル8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（ナスダック100・ダブルベア8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルブル8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（金・ダブルベア8） T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8（マネープールファンド8）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初自己設定 各ファンド（マネープールファンド8を除く）につき110万円とします。 マネープールファンド8につき100万円とします。 継続募集額 各ファンドにつき5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８（インド・ダブルブル８）  
 T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８（インド・ダブルベア８）  
 T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８（中国・ダブルブル８）  
 T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８（中国・ダブルベア８）  
 T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８（ナスダック１００・ダブルブル８）  
 T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８（ナスダック１００・ダブルベア８）  
 T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８（金・ダブルブル８）  
 T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８（金・ダブルベア８）  
 T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８（マネープールファンド８）

本書においてファンドの名称を略称で記載する場合があります。

ファンドの名称	略称		
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８ （インド・ダブルブル８）	インド・ダブル ブル８	インド・ ダブルブル ・ベア８	株式（為替ヘッジ あり）ダブル ブル・ベア ・グループ
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８ （インド・ダブルベア８）	インド・ダブル ベア８		
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８ （中国・ダブルブル８）	中国・ダブル ブル８	中国・ ダブルブル ・ベア８	
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８ （中国・ダブルベア８）	中国・ダブル ベア８		
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８ （ナスダック１００・ダブルブル８）	ナスダック１００・ ダブルブル８	ナスダック１００・ ダブルブル・ベア８	株式（為替ヘッジ なし）ダブル ブル・ベア ・グループ
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８ （ナスダック１００・ダブルベア８）	ナスダック１００・ ダブルベア８		
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８ （金・ダブルブル８）	金・ダブル ブル８	金・ ダブルブル ・ベア８	商品ダブル ブル・ベア ・グループ
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８ （金・ダブルベア８）	金・ダブル ベア８		
T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８ （マネープールファンド８）	マネープールファンド８		

以上を総称して「T & Dダブルブル・ベア・シリーズ８」、また、総称または個別に「ファンド」または「各ファンド」ということがあります。

## （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1万円です。

委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## （３）【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定：各ファンド（マネープールファンド8を除く）につき110万円とします。

マネープールファンド8につき100万円とします。

継続申込期間：各ファンドにつき5兆円を上限とします。

## （４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>1</sup>とします。

マネープールファンド8はスイッチング<sup>2</sup>以外による購入はできません。

1 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。

2 「スイッチング」とは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。詳しくは後述「（１２）その他 スイッチング」をご参照ください。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）または下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

## （５）【申込手数料】

2.20%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。ただし、マネープールファンド8へのスイッチングには、申込手数料はかかりません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**（ 6 ）【 申込単位 】**

1口単位とします。

**（ 7 ）【 申込期間 】**

当初自己設定：2021年12月10日

継続申込期間：2021年12月13日から2023年3月10日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**（ 8 ）【 申込取扱場所 】**

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

上記の販売会社の本・支店において申し込みの取り扱いを行います。

**（ 9 ）【 払込期日 】**

当初自己設定

当初自己設定に係る発行価額の総額は、当初設定日（2021年12月10日）に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金（発行価格に申込口数を乗じて得た金額に申込手数料（税込）を加算した金額をいいます。）をお申し込みの販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**（ 10 ）【 払込取扱場所 】**

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「（ 4 ）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

**（ 11 ）【 振替機関に関する事項 】**

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

**（１２）【その他】**

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

申込方法

受益権の購入に関しては、販売会社所定の方法でお申し込みください。

申し込みの受付は、原則として営業日の午後2時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社により異なることや変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

マネープールファンド8は、スイッチング以外による購入はできません。

なお、2023年9月9日以降、購入およびスイッチングの申込はできません。

申込不可日

下記のいずれかに該当する日には、購入、換金およびスイッチングの申し込みはできません。

**「インド・ダブルブル・ベア8」**

- ・シンガポール、インドの各証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

**「中国・ダブルブル・ベア8」**

- ・香港の証券取引所の休業日（半休日を含む）
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

**「ナスダック100・ダブルブル・ベア8」**

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、シンガポール、ニューヨークの各銀行の休業日
- ・「香港、シンガポールの各銀行の休業日」の前営業日

**「金・ダブルブル・ベア8」**

- ・香港、ニューヨークの各証券取引所の休業日（香港の半休日を含む）
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

## スイッチング

スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。

T & Dダブルブル・ベア・シリーズ8を構成するファンドを以下aからdの4つのペアに分け、同一ペア内および各ファンドとマネープールファンド8間でスイッチングが可能です。異なるペア間のスイッチングは、マネープールファンド8経由で可能です。

- a. インド・ダブルブル8、インド・ダブルベア8
- b. 中国・ダブルブル8、中国・ダブルベア8
- c. ナスダック100・ダブルブル8、ナスダック100・ダブルベア8
- d. 金・ダブルブル8、金・ダブルベア8

マネープールファンド8は、スイッチング以外による購入はできません。

スイッチングの際には、購入・換金時と同様に販売会社が定める所定の手数料等がかかります。

（マネープールファンド8へのスイッチングには、購入時手数料はかかりません。）

詳しくは後述「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色 スwitchングについて」をご参照ください。

購入申込の受付の中止、およびすでに受付けた購入申込の受付の取消し

特別な事情が発生した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入およびスイッチングの申し込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申し込みの受付を取消すことがあります。

「特別な事情」とは下記をいいます。（マネープールファンド8を除く）

- a. 外国投資信託を主要投資対象とする各ファンドにおいて、当該外国投資信託が実質的に活用する有価証券および有価証券にかかる先物取引等のうち主として取引を行うものについて、当該取引にかかる証券取引所の当日の午後の取引が行われないうち、もしくは停止されたとき。
- b. 外国投資信託を主要投資対象とする各ファンドにおいて、当該外国投資信託が実質的に活用する有価証券および有価証券にかかる先物取引等のうち主として取引を行うものについて、当該取引にかかる証券取引所の当日の午後の取引終了時における当該取引の呼値が当該証券取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等、やむを得ない事情が発生したこと等により、当該外国投資信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
- c. のa.からd.に示した同一ペア内の他のファンドが購入・換金の申し込みの受付を中止したとき、またはすでに受付けた購入・換金の申し込みの受付を取り消したとき。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

インド・ ダブルブル8	日々の基準価額の値動きがインドの株価指数であるNifty 50指数の日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
インド・ ダブルベア8	日々の基準価額の値動きがインドの株価指数であるNifty 50指数の日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
中国・ ダブルブル8	日々の基準価額の値動きが中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数（H株指数）の日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
中国・ ダブルベア8	日々の基準価額の値動きが中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数（H株指数）の日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
ナスダック100・ ダブルブル8	日々の基準価額の値動きが米国の株価指数であるナスダック100指数における円ベースでの日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
ナスダック100・ ダブルベア8	日々の基準価額の値動きが米国の株価指数であるナスダック100指数における円ベースでの日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
金・ダブルブル8	日々の基準価額の値動きが香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
金・ダブルベア8	日々の基準価額の値動きが香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。
マネーパ ール ファンド8	安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。

## ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類等を網掛け表示しています。

## 「インド・ダブルプル・ベア8、中国・ダブルプル・ベア8」

## &lt; 商品分類表 &gt;

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信  追加型投信	国内  海外  内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型   特殊型 (プル・ベア型)

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) (その他資産) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド  ファンド ・オブ ファンズ	あり (フルヘッジ)   なし	ブル・ベア型 条件付運用型  ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型  その他

株価指数に連動もしくは逆連動を目指す円建の外国投資信託を主要投資対象としますので、商品分類表における投資対象資産（収益の源泉）は、株式と分類しています。

## 「ナスダック100・ダブルブル・ベア8」

## &lt;商品分類表&gt;

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信  追加型投信	国内  海外  内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型   特殊型 (ブル・ベア型)

## &lt;属性区分表&gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (その他資産)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド  ファンド ・オブ ファンズ	あり     なし	ブル・ベア型  条件付運用型  ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型  その他

株価指数に連動もしくは逆連動を目指す円建の外国投資信託を主要投資対象としますので、商品分類表における投資対象資産（収益の源泉）は、株式と分類しています。

## 「金・ダブルブル・ベア8」

## &lt; 商品分類表 &gt;

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信  追加型投信	国内  海外  内外	株式 債券 不動産投信 その他資産(商品) 資産複合	インデックス型   特殊型 (ブル・ベア型)

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (その他資産)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド  ファンド ・オブ ファンズ	あり (フルヘッジ)    なし	ブル・ベア型  条件付運用型  ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型  その他

商品指数またはETFに連動もしくは逆連動を目指す円建の外国投資信託を主要投資対象としますので、商品分類表における投資対象資産（収益の源泉）は、その他資産（商品）と分類しています。

## 「マネープールファンド8」

## &lt; 商品分類表 &gt;

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信  追加型投信	国内  海外  内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券（債券）） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド  ファンド・オブ ・ファンズ

## &lt; 商品分類の定義 &gt;

**追加型投信**

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

**国内**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**海外**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**内外**

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**株式**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**債券**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**その他資産**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**特殊型（ブル・ベア型）**

目論見書または信託約款において、投資家に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があり、属性区分の特殊型において、ブル・ベア型に分類されるものをいいます。

## &lt; 属性区分の定義 &gt;

**その他資産（投資信託証券（その他資産））**

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的にその他資産（株式・債券等以外）に投資を行うものをいいます。

**その他資産（投資信託証券（債券））**

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

**年1回**

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

**日本**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**グローバル（日本を含む）**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**北米**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**エマージング**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

**ファンド・オブ・ファンズ**

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

**為替ヘッジあり**

目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

**為替ヘッジなし**

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

**ブル・ベア型**

目論見書または信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp](http://www.toushin.or.jp)）をご参照ください。

## ファンドの特色

T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8は、9本（8本のファンドおよび「マネーブルファンド8」）のスイッチング可能なファンドから構成されています。

- ◆ **ダブルブル** … 日々の基準価額の値動きが、対象とする株価指数およびETF<sup>(注)</sup>の日々の値動きの「概ね2倍程度」となる投資成果を目指して運用を行います。
  - ◆ **ダブルベア** … 日々の基準価額の値動きが、対象とする株価指数およびETF<sup>(注)</sup>の日々の値動きの「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。
- (注)ETF(上場投資信託)とは、特定の株価指数、債券指数、商品価格(商品指数を含む)等に連動することを目的に運用される投資信託のことで、通常の株式と同じように証券取引所において、いつでも売買が可能です。  
また、株価指数およびETFを総称して「各種指数等」ということがあります。
- 対象とする各種指数等の日々の値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に価格が連動する円建の外国投資信託を主要投資対象とします。
    - 外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。
    - 短期金融商品等に直接投資する場合があります。
  - ◆ **マネーブルファンド8** … 安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。

### 一般にブル・ベアファンドとは

デリバティブ(金融派生商品)の積極活用により、証券や通貨等の価格変動等の指標(インデックス)に対して、ある一定の倍率での値動きを目指すファンドで、ブル型とベア型があり、総称してブル・ベアファンドと呼ばれます。

### ブル型

雄牛が角を下から上に振り上げる様子に例えて、対象とする株式等の相場が変動したときに、その変動を一定の倍率でファンドの値動きに反映させることを目指すファンドです。

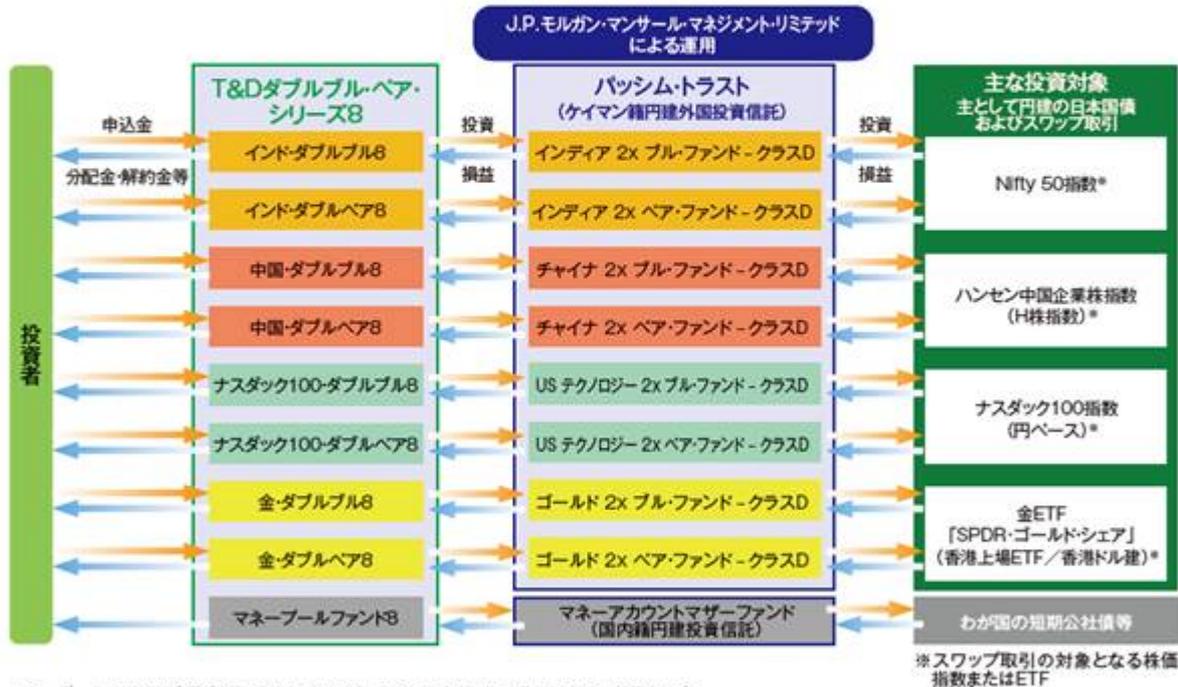
### ベア型

熊が手を上から下に振り下ろす様子に例えて、対象とする株式等の相場が変動したときに、その変動とは逆の動きを一定の倍率でファンドの値動きに反映させることを目指すファンドです。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ファンドの仕組み

- マネーブルファンド8を除く各ファンドは、円建の外国投資信託「バッシム・トラスト」の各サブ・ファンドであるクラスD証券（以上を総称または個別に「組入外国投資信託」ということがあります。）および国内投資信託であるマネーアカウントマザーファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズです。組入外国投資信託では、直接株式やETF等への投資、為替取引等を行わず、スワップ取引を活用して実質的な投資成果の享受を目指します。
- マネーブルファンド8は、マネーアカウントマザーファンドを親投資信託（マザーファンド）としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



マネーブルファンド8を除く各ファンドについても、マネーアカウントマザーファンドに投資します。

## J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドについて

組入外国投資信託の運用を行うJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドは、ストラクチャード・ファンドの運用・管理を目的として設立された、J.P.モルガンに属する運用会社です。J.P.モルガンは米国ニューヨークに本社を置く世界有数のグローバル総合金融サービス会社で、投資銀行、証券取引、資金決済、証券管理、資産運用、プライベート・バンキング、コマーシャル・バンキング、コンシューマー・コミュニティ・バンキング等、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

J.P.モルガンは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー、およびその各国子会社または関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ファンドが目標とする投資成果

### 株式(為替ヘッジあり)ダブルプル・ベア・グループ

以下の4本のファンドについては、実質組入外貨建資産の為替ヘッジを行っています。

ファンド名	対象とする株価指数	目標とする投資成果
インド・ダブルプル8	Nifty 50指数	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2倍程度」となる投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>●プル・ファンドにおいて実質的な為替ヘッジを行う際に、円よりも短期金利の高い通貨に対しては為替ヘッジコストが発生しますが、円よりも短期金利が低い通貨に対しては為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できます。また、当該ファンドはダブルプル・ファンドであるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2倍程度となります。</li> </ul>
中国・ダブルプル8	ハンセン中国企業株指数(H株指数)	
インド・ダブルベア8	Nifty 50指数	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>●ベア・ファンドにおいて実質的な為替ヘッジを行う際に、円よりも短期金利の高い通貨に対しては為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できますが、円よりも短期金利が低い通貨に対しては為替ヘッジコストが発生します。また、当該ファンドはダブルベア・ファンドであるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2倍程度となります。</li> </ul>
中国・ダブルベア8	ハンセン中国企業株指数(H株指数)	

対象とする株価指数は今後変更となる場合があります。

上記ファンドの実質組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

インドルピーについては、実質的にNDF取引を活用して為替取引を行います。

直物為替先渡取引(NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引)とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引で、新興国通貨等への取引ニーズの高まりに伴い活用されるようになりました。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## 株式（為替ヘッジなし）ダブルブル・ベア・グループ

以下の2本のファンドについては、実質組入外貨建資産の為替ヘッジを行っていません。

ファンド名	対象とする株価指数	目標とする投資成果
ナスダック100・ダブルブル8	ナスダック100指数 (円ベース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2倍程度」となる投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>●当該合成指数には、現地の株価変動に加え、米ドルと円の間の変動リスクも含まれます。そのため、円に対する米ドルの日々の値動きの影響も「概ね2倍程度」となります。</li> </ul>
ナスダック100・ダブルベア8	ナスダック100指数 (米ドル建)を円換算した合成指数です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象とする株価指数の日々の値動きの「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>●当該合成指数には、現地の株価変動に加え、米ドルと円の間の変動リスクも含まれます。そのため、円に対する米ドルの日々の値動きの影響も「概ね2倍程度反対」となります。</li> </ul>

対象とする株価指数は今後変更となる場合があります。

## 商品ダブルブル・ベア・グループ

以下の2本のファンドについては、実質組入外貨建資産の為替ヘッジを行っています。

ファンド名	対象とするETF	目標とする投資成果
金・ダブルブル8	SPDR・ゴールド・シェア (香港上場ETF/ 香港ドル建)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象とするETFの日々の値動きの「概ね2倍程度」となる投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>●ブル・ファンドにおいて実質的な為替ヘッジを行う際に、円よりも短期金利の高い通貨に対しては為替ヘッジコストが発生しますが、円よりも短期金利が低い通貨に対しては為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できます。また、当該ファンドはダブルブル・ファンドであるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2倍程度となります。</li> </ul>
金・ダブルベア8		<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象とするETFの日々の値動きの「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。</li> <li>●ベア・ファンドにおいて実質的な為替ヘッジを行う際に、円よりも短期金利の高い通貨に対しては為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できますが、円よりも短期金利が低い通貨に対しては為替ヘッジコストが発生します。また、当該ファンドはダブルベア・ファンドであるため、為替ヘッジコストおよび為替ヘッジプレミアムも概ね2倍程度となります。</li> </ul>

対象とするETFは今後変更となる場合があります。

上記ファンドの実質組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

## マネーボールファンド8

安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## Nifty 50指数とは

インド株式市場全体の値動きを示す代表的な株価指数として、ナショナル証券取引所が発表を行うNifty 50指数と、ボンベイ証券取引所が発表を行うS&P/BSE SENSEX指数（SENSEX指数）が一般に知られています。

指数	発表する取引所	構成銘柄数	計算方法
Nifty 50指数	ナショナル証券取引所	50銘柄	時価総額加重平均 インドルピー建
[参考] SENSEX指数	ボンベイ証券取引所	30銘柄	時価総額加重平均 インドルピー建

(2021年9月末日現在) 出所:ナショナル証券取引所、ボンベイ証券取引所

## ハンセン中国企業株指数 (H株指数)とは

中国の株式市場には上海・深セン・香港の3カ所があります。香港証券取引所に上場する中国企業の値動きを示す代表的な株価指数として、H株指数やハンセン指数が一般に知られています。H株指数は中国本土で法人登記が行われている企業が発行する株式(H株)が主要構成銘柄です。

指数	発表する取引所	構成銘柄数	計算方法
ハンセン中国企業株指数 (H株指数)	香港証券取引所	50銘柄	時価総額加重平均 香港ドル建
[参考] 香港ハンセン指数 (ハンセン指数)	香港証券取引所	60銘柄	時価総額加重平均 香港ドル建

(2021年9月末日現在) 出所:ハンセン・インデックス・カンパニー

## ナスダック100指数とは

ナスダック100指数は、米国のナスダック市場(NASDAQ)に上場する金融以外のセクターで流動性が高く時価総額が大きい100銘柄で構成される株価指数です。NASDAQは世界最大の新興企業(ベンチャー)向け株式市場であり、企業が成長した後もNASDAQに上場を続ける企業が多く、アップル、アマゾン、グーグルといったIT関連企業が数多く上場しています。

指数	指数構成銘柄が 売買される主要取引所	構成銘柄数	計算方法
ナスダック100指数	NASDAQ	100銘柄	時価総額加重平均 米ドル建
[参考] ナスダック総合指数	NASDAQ	3,468銘柄	時価総額加重平均 米ドル建
[参考] S&P500指数	ニューヨーク証券取引所や NASDAQ等	500銘柄	時価総額加重平均 米ドル建

(2021年9月末日現在) 出所:NASDAQ、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス

銘柄数は株式発行体ベースです。

## SPDR・ゴールド・シェアとは

SPDR・ゴールド・シェア (香港上場ETF/香港ドル建)	金現物取引価格として、金価格の世界標準となる「金地金価格(ロンドン金値決め)」に連動を目指すETFです。香港の他、ニューヨーク、メキシコ、シンガポール、東京の各証券取引所にも上場しています。
[参考] COMEX金先物	COMEXとは、CME(シカゴ・マーカンタイル取引所)グループの一部のニューヨーク商品取引所のことであり、金・銀・銅・アルミ等が上場されている先物市場です。特に金先物は世界の金価格の指標的な存在となっています。

インドダブルプルベア8(以下、「本商品」)は、NSE インディシーズ リミテッド(以下、NSEIL)によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではありません。NSEILは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またインドにおいてNifty 50指数(以下、「本指数」)が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではありません。NSEILのT&Dアセットマネジメント株式会社に対する唯一の関係は、NSEILがT&Dアセットマネジメント株式会社又は本商品に関係なく決定、作成及び計算する本指数並びにNSEILの登録商標についての利用許諾を与えることです。NSEILは、本指数の決定、作成及び計算において、T&Dアセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れる義務を負うものではありません。NSEILは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていません。NSEILは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではありません。

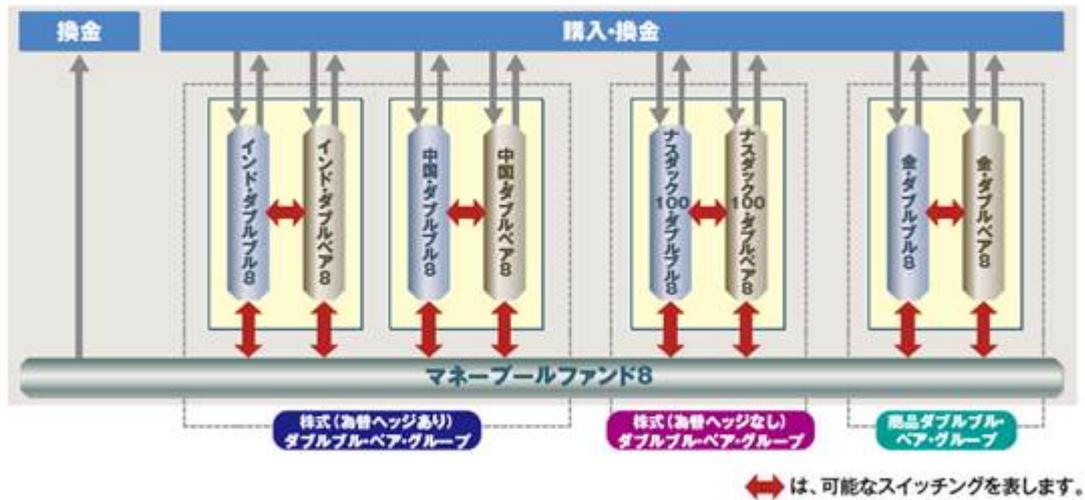
NSEILは、Nifty 50指数の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。また、NSEILは、本指数に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。NSEILは、本指数又はそれらに含まれるデータの使用により、T&Dアセットマネジメント株式会社、本商品の所有者又は他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。NSEILは、本指数又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行いません。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害(利益の損失を含む)について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、NSEILが責任を負うことはありません。

Nasdaq<sup>®</sup>、NASDAQ-100<sup>®</sup>およびNASDAQ-100 INDEX<sup>®</sup>は、Nasdaq, Inc. (以下、その関係会社と合わせて「ナスダック」といいます。)の登録商標であり、T&Dアセットマネジメント株式会社は、その使用を許諾されています。ナスダックは、ナスダック100-ダブルプルベア8およびナスダック100-ダブルプルベア8(以下、「当ファンド」)の適法性および適格性について保証するものではありません。当ファンドは、ナスダックによって設定、承認、販売または販売が促進されるものではありません。ナスダックは、当ファンドに関していかなる保証も行わず、また、いかなる責任も負担しません。

当資料に引用した各インデックスの商標、著作権、知的財産権およびその他一切の権利は、各インデックスの算出元に帰属します。また、各インデックスの算出元は、インデックスの内容を変更する権利および発表を停止する権利を有しています。

## スイッチングについて

スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8を構成するファンドを下図□の通り4つのペアに分け、同一ペア内および各ファンドとマネーブルファンド8間でスイッチングが可能です。異なるペア間のスイッチングは、マネーブルファンド8経由で可能です。マネーブルファンド8は、スイッチング以外による購入はできません。スイッチングの際には、購入・換金時と同様に販売会社が定める所定の手数料等がかかります。（マネーブルファンド8へのスイッチングには、購入時手数料はかかりません。）



## ファンドの信託期間について

ファンドの信託期間は、2023年12月11日までです。原則として基準価額の水準にかかわらず、同日をもって信託期間を終了し償還となりますので、十分ご留意のうえお申込みください。（原則として信託期間の延長は行いません。）なお、2023年9月9日以降、購入およびスイッチングの申込はできません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## &lt; 追加的記載事項 &gt;

## 各ファンド(マネーブルファンド8を除く)の基準価額の変動についての留意点

## 基準価額の値動きについて

各ファンド(マネーブルファンド8を除く)は、日々の基準価額の値動きが、対象とする各種指数等の日々の値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」となる投資成果を目指して運用を行います。したがって、たとえ正確に運用目標が達成されたとしても、2日以上離れた日との比較においては、「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」の投資成果が得られるわけではありません。

また、上記の理由から、各ファンド(マネーブルファンド8を除く)は、比較的短期間の市況の値動きをとらえるための投資に向いている金融商品であり、中長期的な投資の目的には適さないと考えられるため、投資を行う際には十分ご注意ください。

## 例 各ファンド(マネーブルファンド8を除く)での事例

## 前日との騰落率比較

	1日目	2日目	3日目
各種指数等	+10%	-15%	+20%
ダブルプル型	+20%	-30%	+40%
ダブルベア型	-20%	+30%	-40%

## 基準日との騰落率比較

	1日目	2日目	3日目
各種指数等	+10%	-6.5%	+12.2%
ダブルプル型	+20%	-16%	+17.6%
ダブルベア型	-20%	+4%	-37.6%



上表のように、対象とする各種指数等が1日目に10%上昇、2日目に15%下落、3日目に20%上昇した場合、運用目標が正確に達成されれば、ダブルプル型の騰落率は20%上昇、30%下落、40%上昇、ダブルベア型の騰落率は20%下落、30%上昇、40%下落となります。これを、基準日から3日目までの値動きでみると、各種指数等は12.2%上昇、ダブルプル型は17.6%上昇、ダブルベア型は37.6%下落となり、「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」とはなりません。

なお、各種指数等が上昇・下落を繰り返して動いた場合には、ファンドにとってはマイナス要因となり、基準価額が押し下げられることになります。

上記は、正確に運用目標が達成された場合を前提に、対象とする各種指数等の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係を分かりやすく説明するための計算例であり、実際の値動きとは異なります。また、対象とする各種指数等の値動きやファンドの基準価額の値動きを示唆・保証するものではありません。

## 基準価額の主な変動要因

下記の表は、基準価額に影響を及ぼす各種指数等と為替の影響をイメージしたものです。

ただし、ファンドの運用時に発生するコスト等の様々な要因により必ずしも表記の通りに基準価額が上昇・下落するとは限りません。

	中国・ダブルプル8 インド・ダブルプル8	中国・ダブルベア8 インド・ダブルベア8	ナスダック100・ ダブルプル8	ナスダック100・ ダブルベア8
対象株価指数の上昇	↑ 上昇要因	↓ 下落要因	↑ 上昇要因	↓ 下落要因
対象株価指数の下落	↓ 下落要因	↑ 上昇要因	↓ 下落要因	↑ 上昇要因
対象通貨高(対円)	原則なし <sup>(注)</sup>	原則なし <sup>(注)</sup>	↑ 上昇要因	↓ 下落要因
対象通貨安(対円)	原則なし <sup>(注)</sup>	原則なし <sup>(注)</sup>	↓ 下落要因	↑ 上昇要因
短期金利差 (対象通貨>円)	為替ヘッジ コスト	為替ヘッジ プレミアム	なし	なし
短期金利差 (円>対象通貨)	為替ヘッジ プレミアム	為替ヘッジ コスト	なし	なし

	金・ダブルプル8	金・ダブルベア8
対象ETF(金価格) の上昇	↑ 上昇要因	↓ 下落要因
対象ETF(金価格) の下落	↓ 下落要因	↑ 上昇要因
対象通貨高(対円)	原則なし <sup>(注)</sup>	原則なし <sup>(注)</sup>
対象通貨安(対円)	原則なし <sup>(注)</sup>	原則なし <sup>(注)</sup>
短期金利差 (対象通貨>円)	為替ヘッジ コスト	為替ヘッジ プレミアム
短期金利差 (円>対象通貨)	為替ヘッジ プレミアム	為替ヘッジ コスト

(注) ナスダック100・ダブルプル8、ナスダック100・ダブルベア8を除く各ファンドの実質組入外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

各ファンドの対象通貨は以下の通りです。  
 インド・ダブルプル8/インド・ダブルベア8 <インドルピー>  
 中国・ダブルプル8/中国・ダブルベア8 <香港ドル>  
 金・ダブルプル8/金・ダブルベア8 <香港ドル>  
 ナスダック100・ダブルプル8/ナスダック100・ダブルベア8 <米ドル>

## 投資する投資信託証券の概要

ファンド名	パッシブ・トラスト <ul style="list-style-type: none"> <li>- インディア 2x ブル・ファンド - クラスD証券</li> <li>- インディア 2x ベア・ファンド - クラスD証券</li> <li>- チャイナ 2x ブル・ファンド - クラスD証券</li> <li>- チャイナ 2x ベア・ファンド - クラスD証券</li> <li>- US テクノロジー 2x ブル・ファンド - クラスD証券</li> <li>- US テクノロジー 2x ベア・ファンド - クラスD証券</li> <li>- ゴールド 2x ブル・ファンド - クラスD証券</li> <li>- ゴールド 2x ベア・ファンド - クラスD証券</li> </ul>
分類	ケイマン籍/外国投資信託/円建
設定日	2021年12月10日(予定)
運用の基本方針	主として円建の日本国債およびスワップ取引に投資を行い、安定的なインカム収益の獲得と信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	主として円建の日本国債を投資対象とします。 スワップ取引等のデリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
投資態度	<p>①主として円建の日本国債を投資対象とします。</p> <p>②JPモルガンチェースバンクN.A.ロンドン支店、またはJPモルガンチェースグループに属する金融機関をカウンターパーティとしたスワップ取引を行います。概ね純資産相当額程度で行うものとします。</p> <p>③スワップ取引を利用して、実質的に日々の基準価額の値動きが以下の通りとなる投資成果を目指して運用を行います。</p> <p>【インディア 2x ブル・ファンド - クラスD証券】 インドの株価指数であるNifty 50指数の日々の騰落率の概ね2倍程度</p> <p>【インディア 2x ベア・ファンド - クラスD証券】 インドの株価指数であるNifty 50指数の日々の騰落率の概ね2倍程度反対</p> <p>【チャイナ 2x ブル・ファンド - クラスD証券】 中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数(H株指数)の日々の騰落率の概ね2倍程度</p> <p>【チャイナ 2x ベア・ファンド - クラスD証券】 中国の株価指数であるハンセン中国企業株指数(H株指数)の日々の騰落率の概ね2倍程度反対</p> <p>【US テクノロジー 2x ブル・ファンド - クラスD証券】 米国の株価指数であるナスダック100指数における円ベースでの日々の騰落率の概ね2倍程度</p> <p>【US テクノロジー 2x ベア・ファンド - クラスD証券】 米国の株価指数であるナスダック100指数における円ベースでの日々の騰落率の概ね2倍程度反対</p> <p>【ゴールド 2x ブル・ファンド - クラスD証券】 香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね2倍程度</p> <p>【ゴールド 2x ベア・ファンド - クラスD証券】 香港証券取引所上場の代表的な金ETFであるSPDR・ゴールド・シェアの日々の騰落率の概ね2倍程度反対</p> <p>資金動向や市場動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>①店頭オプション、上場オプション、ETFに原則として直接投資を行いません。</p> <p>②有価証券の空売りは行いません。</p> <p>③純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。</p> <p>④一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。</p> <p>⑤流動性に欠ける資産の組入れは15%以下とします。</p> <p>⑥運用会社および管理会社は、自己または投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等は行いません。</p>
決算日	6月30日
分配方針	原則として、年1回分配を行います。ただし、分配を行わないことがあります。

信託報酬等	純資産総額の年0.15%程度。内訳は以下の通りとします。 運用報酬:0.06%程度 受託報酬:年2,500米ドル 管理事務代行報酬:0.05%(純資産総額が1億米ドルを超えた場合は超過部分に対して0.035%)または最低報酬額として年20,000米ドル 保管受託報酬:0.015%または最低報酬額として月250米ドル 名義書換事務代行報酬:年1,200米ドル
その他の費用	売買時の売買委託手数料、租税、弁護士費用、監査費用、スワップ取引に係る費用等がかかります。その他費用の一部については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、別途アンブレラファンドの財務諸表作成費用として年10,000米ドルが管理事務代行会社に支払われます。
投資運用会社 管理会社	J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド
受託会社	インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド
管理事務 代行会社	ビー・エヌ・ビー・バリア・セキュリティーズ・サービスズ® ビー・エヌ・ビー・バリア・ファンド・アドミニストレーション・サービスズ(アイルランド)リミテッド
保管受託会社	ビー・エヌ・ビー・バリア・セキュリティーズ・サービスズ®
名義書換事務 代行会社	ビー・エヌ・ビー・バリア・トラスト・サービスズ・シンガポールリミテッド
監査法人	グラントソントン

※シンガポール支店を通じて業務を行います。

ファンド名	マネー・アカウント・マザー・ファンド
分類	親投資信託
設定日	2010年2月26日
運用の基本方針	安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の国債、公社債および短期金融商品
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

各概要は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

信託金の限度額は各ファンド1,000億円です。

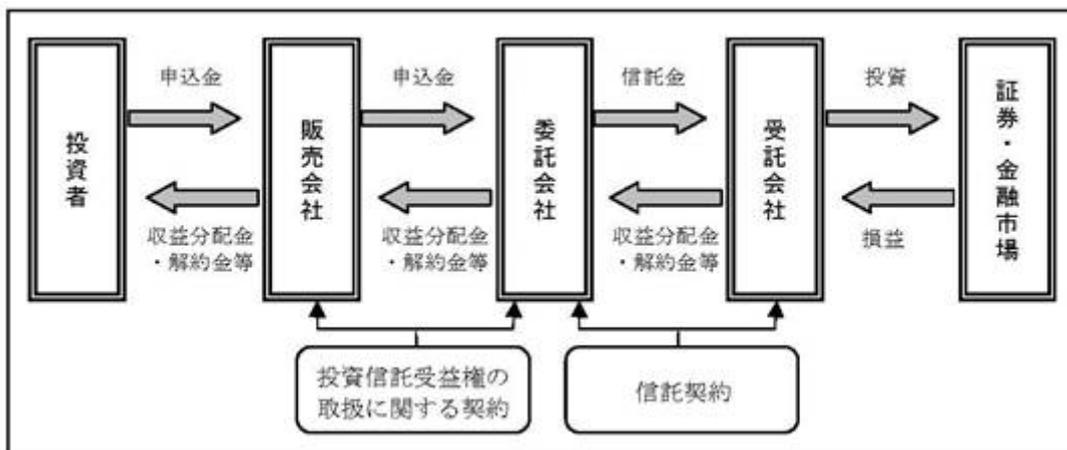
ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2)【ファンドの沿革】

2021年12月10日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始（予定）

### （3）【ファンドの仕組み】

#### ファンドの仕組み



マネープールファンド8を除く各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。マネープールファンド8は、ファミリーファンド方式で運用を行います。

委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

#### a．委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

#### b．受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

#### c．販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

## 委託会社の概況

## a．資本金

2021年9月末日現在 11億円

## b．会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立  
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、  
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、  
投資助言・代理業、投資運用業の登録

## c．大株主の状況

2021年9月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

## 2【投資方針】

以下（１）および（２）において対象とする各種指数等および別に定める外国投資信託とは、それぞれ以下の表の通りです。

ファンド名	対象とする各種指数等	別に定める外国投資信託
インド・ダブルブル8	インドの株価指数である Nifty 50指数	パッシム・トラスト - インディア 2x ブル・ファンド - クラスD証券
インド・ダブルベア8		パッシム・トラスト - インディア 2x ベア・ファンド - クラスD証券
中国・ダブルブル8	中国の株価指数である ハンセン中国企業株指数 （H株指数）	パッシム・トラスト - チャイナ 2x ブル・ファンド - クラスD証券
中国・ダブルベア8		パッシム・トラスト - チャイナ 2x ベア・ファンド - クラスD証券
ナスダック100・ ダブルブル8	米国の株価指数である ナスダック100指数 （円ベース）	パッシム・トラスト - US テクノロジー 2x ブル・ファンド - クラスD証券
ナスダック100・ ダブルベア8		パッシム・トラスト - US テクノロジー 2x ベア・ファンド - クラスD証券
金・ダブルブル8	香港証券取引所上場の 代表的な金ETFである SPDR・ゴールド・シェア	パッシム・トラスト - ゴールド 2x ブル・ファンド - クラスD証券
金・ダブルベア8		パッシム・トラスト - ゴールド 2x ベア・ファンド - クラスD証券

### （１）【投資方針】

#### 「インド・ダブルブル8、中国・ダブルブル8、金・ダブルブル8」

別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが対象とする各種指数等の日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### 「インド・ダブルベア8、中国・ダブルベア8、金・ダブルベア8」

別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが対象とする各種指数等の日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

**「ナスダック100・ダブルブル8」**

別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが対象とする指数の日々の騰落率の概ね2倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

**「ナスダック100・ダブルベア8」**

別に定める外国投資信託を通じて、日々の基準価額の値動きが対象とする指数の日々の騰落率の概ね2倍程度反対となる投資成果を目指して運用を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、別に定める外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

**「マネーブルファンド8」**

マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

**（2）【投資対象】****「各ファンド（マネーブルファンド8を除く）」**

別に定める外国投資信託受益証券およびマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権
- ハ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

委託会社は、信託金を、別に定める外国投資信託受益証券およびマザーファンド受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から3. の証券または証書の性質を有するもの

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

**「マネーブルファンド8」**

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

## 1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
2. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
3. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
4. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得した株券
5. コマーシャル・ペーパー

6. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から6. の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で12. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
15. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

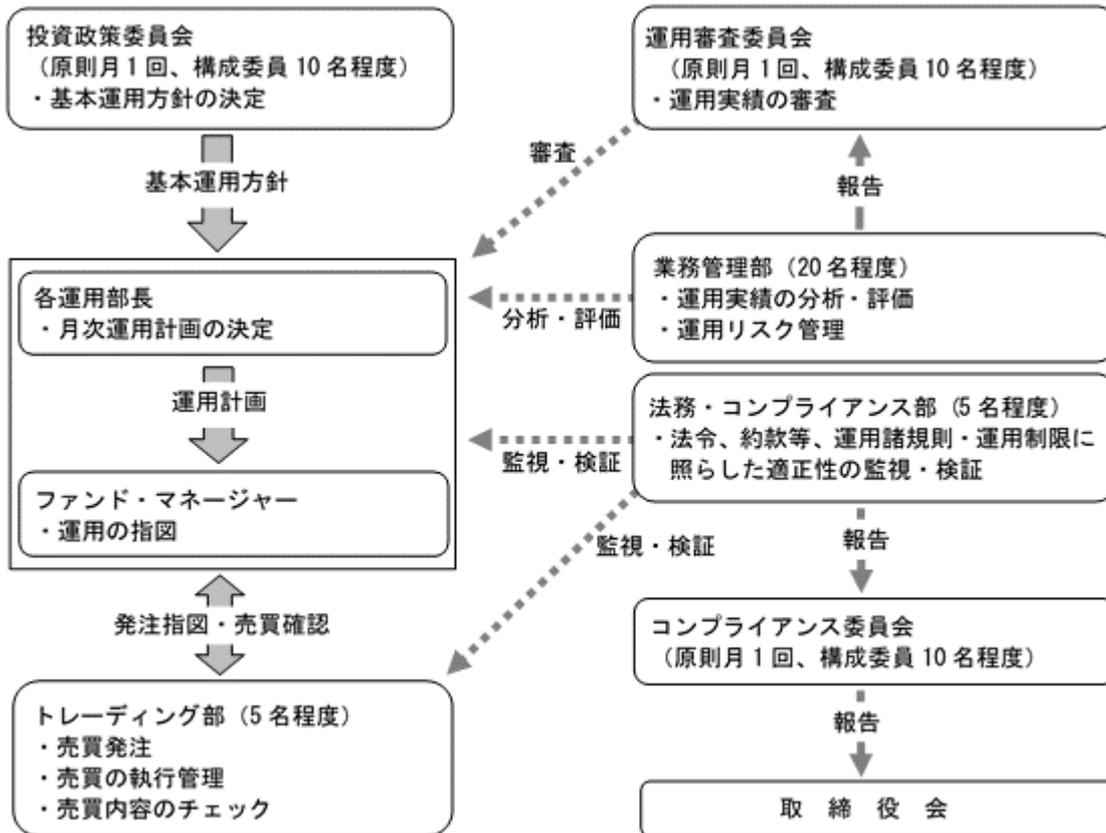
なお、4. の証券または証書および7. の証券または証書のうち4. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1. から3. の証券ならびに7. の証券または証書のうち1. から3. の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8. および9. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

### （３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は2021年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

**（４）【分配方針】**

年1回、決算時（原則として12月10日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として、以下の方針に基づき収益の分配を行います。なお、初回決算日は2022年12月12日です。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**（５）【投資制限】****「各ファンド（マネーブルファンド８を除く）」**

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

有価証券先物取引等の指図は行いません。

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**「マネーブルファンド８」**

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、信託約款の範囲内で行います。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
2. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ.からロ.の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**(参考) マネーアカウントマザーファンドの概要****(1) 投資方針**

主としてわが国の国債、公社債および短期金融商品を投資対象とし、安定した収益の確保を目標として運用を行います。

有価証券先物取引等は、約款の範囲内で行います。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われなかった場合があります。

**(2) 投資対象**

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

## 1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券で、1. から7. の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1. から6. までの証券および8. の証券のうち1. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

### (3) 投資制限

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をイ. の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

イ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

### 3【投資リスク】

#### （1）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

#### 「株式（為替ヘッジあり）ダブルブル・ベア・グループ」

##### 株価変動リスク

株価指数の値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に価格が連動する外国投資信託を主要投資対象としますので、株価変動の影響を受けます。

##### カントリーリスク

投資対象国・地域の証券取引所や証券市場、会計基準および法制度等の変化が金融市場に及ぼす影響は、一般に先進国以上に大きいと考えられます。投資対象国・地域において、政治経済情勢の混乱や新たな資本規制等が導入された場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。

#### 「株式（為替ヘッジなし）ダブルブル・ベア・グループ」

##### 株価変動リスクおよび為替変動リスク

株価指数の値動きおよび円に対する米ドルの値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に価格が連動する外国投資信託を主要投資対象としますので、株価変動および為替変動の影響を受けます。

##### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治経済情勢の混乱や新たな通貨・資本規制等が導入された場合は、投資する有価証券や通貨の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。

#### 「商品ダブルブル・ベア・グループ」

##### 金価格変動リスク

金価格に連動するETFの値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」に価格が連動する外国投資信託を主要投資対象としますので、価格変動の影響を受けます。

金の価格は、需給関係、政治・経済情勢、金利の変動等により変動します。

#### 「マネーボールファンド8」

##### 債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。

一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合、債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

#### （2）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

##### 分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

スワップ取引に伴うリスクについて（マネープールファンド8を除く）

組入外国投資信託においては、スワップ取引を通じて実質的な投資成果の享受を目指します。スワップ取引の相手方の倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することはできず損失を被る場合があります。

NDF取引に関する留意点

インドルピーは、実質的にNDF取引を活用して為替取引を行います。NDF取引は、通常の為替予約取引と比べ、為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される金利（NDF想定金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。その場合、円と対象通貨の短期金利差に伴うコストの発生およびプレミアムの増減がファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあり、ファンドが目標とする投資成果から乖離する要因の一つとなります。

目標とする投資成果が達成できないリスクについて（マネープールファンド8を除く）

以下の要因等により、日々の基準価額の値動きが、対象とする各種指数等の日々の値動きの「概ね2倍程度」または「概ね2倍程度反対」となる投資成果を達成できない場合があります。

- ・ 外国投資信託の売買・評価価格と各種指数等との差異
- ・ 為替取引を行う際のコスト・プレミアム
- ・ 市場の大幅な変動や流動性の低下等により、必要な取引数量の全部または一部についてその取引が成立しない場合
- ・ 取引を行う市場における取引規制
- ・ 運用資金が少額、または購入、換金等により大幅な増減があった場合
- ・ ファンドの流動性を確保するために、ファンドの一部を短期金融資産等に投資する場合
- ・ ファンドの運用管理費用（信託報酬）、監査費用等

ファンドの継続保有に際してご注意いただきたい事項（マネープールファンド8を除く）

対象とする各種指数等の値動きが、一定の範囲で上昇・下落を繰り返す動きとなった場合には、ファンドの投資成果は悪化することが想定されます。そのため、対象とする各種指数等の将来の水準が投資時点と同じであっても、基準価額が下落している可能性があります。ファンドの基準価額の値動きにおいて、日々発生する信託報酬等の費用、為替ヘッジコストや円と対象通貨の短期金利差に伴うコスト等の実質的な為替取引に伴うコスト負担等は、ファンドが目標とする日々の投資成果に対する押し下げ要因となります。したがって、投資期間が長期にわたる場合にはこれらのコスト負担が大きくなり、投資成果に大きな影響を与えます。

インドの税制に関する留意点（インド・ダブルブル・ペア8）

- ・ 先進国に比べ情報開示が不十分な面があり、将来の規制についての予見や十分な準備が難しい場合があります。
- ・ 当局による規制の突然の導入や一方的な変更により、予期しない制約を受け投資成果に影響を与える場合があります。

### （３）リスクの管理体制

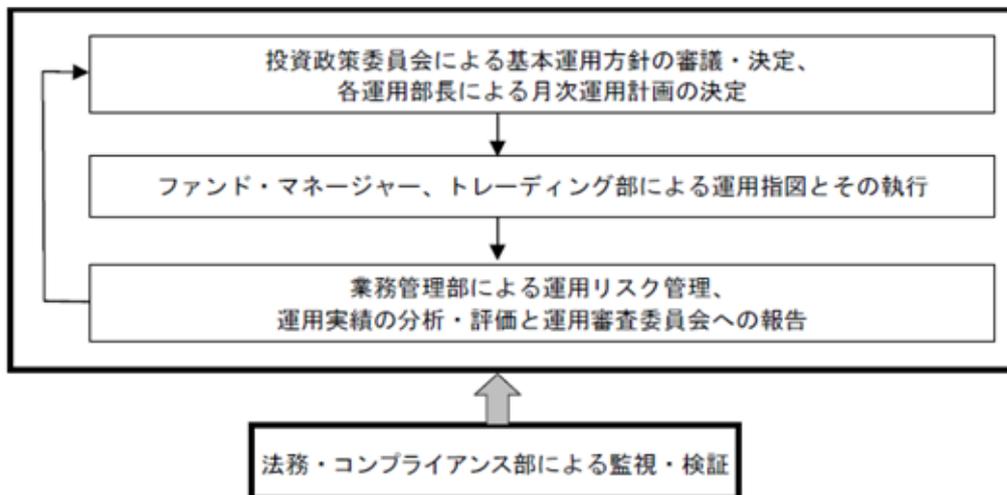
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社では、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社のリスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2021年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 参考情報

## 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年10月～2021年9月)

ファンドは設定前のため該当する記載事項はありません。



\*右のグラフは、2016年10月から2021年9月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

\*右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

\*上記の騰落率は2021年9月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

なお、ファンドの騰落率につきましては、2021年12月に設定されるため記載しておりません。

## ○各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株 …… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

\*詳細は「指数に関して」をご参照ください。

## ●指数に関して

## ○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

\*2022年4月4日より、東京証券取引所の市場区分は再編される予定です。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIEマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPMオルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPMオルガン社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

2.20%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。ただし、マネープールファンド8へのスイッチングには、申込手数料はかかりません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、各ファンド（マネープールファンド8を除く）の換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

### (3)【信託報酬等】

「各ファンド（ナスダック100・ダブルブル・ベア8、マネープールファンド8を除く）」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.924%（税抜0.84%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率] (年率・税抜)

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.40%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.40%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.04%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、組入外国投資信託の信託報酬等として、各組入外国投資信託の純資産総額の年0.15%程度を信託財産中から支弁します。したがって、実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年1.074%（税抜0.99%）程度となります。

外国投資信託の信託報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。

### 「ナスダック100・ダブルブル・ヘア8」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.034%（税抜0.94%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率] (年率・税抜)

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.50%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.40%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.04%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、組入外国投資信託の信託報酬等として、各組入外国投資信託の純資産総額の年0.15%程度を信託財産中から支弁します。したがって、実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年1.184%（税抜1.09%）程度となります。

外国投資信託の信託報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。

### 「マネーボールファンド8」

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の年0.605%（税抜0.55%）を上限とします。

ただし、今後の金融情勢により、設定日の翌月以降の前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間に日本銀行が公表したコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々日本銀行が公表したコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率] (年率・税抜)

コールレート		0.4%未満	0.4%以上0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率		0.15%以内	0.3%	0.55%
配分	委託会社	0.065%以内	0.13%	0.22%
	販売会社	0.07%以内	0.14%	0.28%
	受託会社	0.015%以内	0.03%	0.05%

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の対価の内容]

委託会社：委託した資金の運用等の対価

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表に係る監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。また、組入外国投資信託において、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、租税、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

#### （５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いについては、2021年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**5【運用状況】**

ファンドは設定前のため該当する記載事項はありません。

**(1)【投資状況】**

該当事項はありません。

**(2)【投資資産】**

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

**(3)【運用実績】**

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

**(4)【設定及び解約の実績】**

該当事項はありません。

**(参考)運用実績**

ファンドは設定前のため該当する記載事項はありません。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

主要な資産の状況

年間収益率の推移

ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。

購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。

申し込みの受付は、原則として営業日の午後2時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社により異なることや変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

マネープールファンド8は、スイッチング以外による購入はできません。

なお、2023年9月9日以降、購入およびスイッチングの申し込みはできません。

申込不可日

下記のいずれかに該当する日には、購入およびスイッチングの申し込みはできません。

#### 「インド・ダブルブル・ベア8」

- ・シンガポール、インドの各証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

#### 「中国・ダブルブル・ベア8」

- ・香港の証券取引所の休業日（半休日を含む）
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

#### 「ナスダック100・ダブルブル・ベア8」

- ・ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ロンドン、香港、シンガポール、ニューヨークの各銀行の休業日
- ・「香港、シンガポールの各銀行の休業日」の前営業日

#### 「金・ダブルブル・ベア8」

- ・香港、ニューヨークの各証券取引所の休業日（香港の半休日を含む）
- ・ロンドン、香港、ダブリンの各銀行の休業日

受益権は、1口単位をもって購入することができます。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入申込受付日から起算して6営業日までにお申し込みの販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、特別な事情が発生した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入およびスイッチングの申し込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申し込みの受付を取消すことがあります。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、1口単位をもって、換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後2時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社により異なることや変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。

各ファンド（マネープールファンド8を除く）の換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

マネープールファンド8の換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、特別な事情が発生した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申し込みの受付を取消すことがあります。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。

ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の換金申込を受け付けることができる日とします。）に、換金申込を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

<ファンドの主な投資対象>

外国投資信託：原則としてファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

<マザーファンドの主な投資対象>

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）

価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

#### (2)【保管】

ありません。

#### (3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、2023年12月11日までですが、後述「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。初回の計算期間は信託契約締結日から2022年12月12日までとし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

**(5)【その他】**

## 信託の終了

## a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が5万口を下回ることとなったとき（マネープールファンド8を除く）、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - (2) 委託会社は、この投資信託が下記に該当する場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。  
「各ファンド（マネープールファンド8を除く）」  
組入外国投資信託が存続しないこととなる場合。  
「マネープールファンド8」  
各ファンド（マネープールファンド8を除く）がすべてその信託を終了させることとなる場合。
  - (3) 委託会社は、(1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
  - (4) (3)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(4)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - (5) (3)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - (6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、aの事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

### 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

##### (1) 収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等に行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (2) 償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

##### (4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

ファンドは、2021年12月10日から運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

ファンドの監査はEY新日本有限責任監査法人が行います。

委託会社は、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところにより、ファンドの信託財産に係る財務諸表を作成します。監査証明を受けたファンドの財務諸表は有価証券報告書に記載されます。

#### 1【財務諸表】

##### (1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

##### (2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

##### (3)【注記表】

該当事項はありません。

##### (4)【附属明細表】

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

##### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

##### 1．名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

##### 2．受益者に対する特典

ありません。

##### 3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

(1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) 上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3) 委託会社は、上記(1)に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### 4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

##### 5．質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2021年9月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間における主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### 経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資信託運用の意思決定と運用の流れ

###### a．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

###### b．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

###### c．運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2021年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年9月末日現在、254本であり、その純資産総額の合計は1,110,656百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	129本	570,944百万円
単位型株式投資信託	62本	184,762百万円
単位型公社債投資信託	63本	354,950百万円
合計	254本	1,110,656百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第40期 ( 2020年 3月31日現在 )		第41期 ( 2021年 3月31日現在 )	
		内訳 ( 千円 )	金額 ( 千円 )	内訳 ( 千円 )	金額 ( 千円 )
( 資産の部 )					
流動資産					
1 . 預金			7,679,360		7,160,745
2 . 前払費用			56,732		53,716
3 . 未収委託者報酬			982,920		864,128
4 . 未収運用受託報酬			424,829		346,844
5 . その他			570		33,509
流動資産計			9,144,413		8,458,944
固定資産					
1 . 有形固定資産			113,011		91,256
( 1 ) 建物	1	81,816		73,436	
( 2 ) 器具備品	1	30,982		17,660	
( 3 ) その他	1	212		159	
2 . 無形固定資産			29,823		68,667
( 1 ) 電話加入権		2,862		2,862	
( 2 ) ソフトウェア		25,423		54,941	
( 3 ) ソフトウェア仮勘定		1,537		10,863	
3 . 投資その他の資産			392,604		844,672
( 1 ) 投資有価証券		52,990		496,104	
( 2 ) 関係会社株式		5,386		3,264	
( 3 ) 長期差入保証金		106,554		101,261	
( 4 ) 繰延税金資産		215,746		226,048	
( 5 ) 長期前払費用		11,927		17,993	
固定資産計			535,440		1,004,597
資産合計			9,679,853		9,463,541

区分	注記 番号	第40期 (2020年3月31日現在)		第41期 (2021年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
<b>(負債の部)</b>					
流動負債					
1. 預り金			3,991		4,236
2. 未払金			503,207		373,559
(1) 未払収益分配金		1,164		1,521	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		372,833		302,483	
(4) その他未払金		129,207		69,552	
3. 未払費用			703,287		613,492
4. 未払法人税等			35,287		12,283
5. 未払消費税等			49,237		25,230
6. 賞与引当金			216,189		191,517
7. 役員賞与引当金			18,375		14,800
8. 時効後支払損引当金			37,988		37,988
流動負債計			1,567,564		1,273,108
固定負債					
1. 退職給付引当金			419,613		462,595
2. 役員退職慰労引当金			30,657		36,524
固定負債計			450,270		499,119
負債合計			2,017,835		1,772,228
<b>(純資産の部)</b>					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			6,285,565		6,343,225
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,972,775		3,030,435	
株主資本計			7,663,233		7,720,893
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			1,215		29,580
評価・換算差額等計			1,215		29,580
純資産合計			7,662,018		7,691,313
負債・純資産合計			9,679,853		9,463,541

## （２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			5,839,865		5,245,922
2. 運用受託報酬			1,621,991		1,397,717
3. 投資助言報酬			-		10,000
営業収益計			7,461,856		6,653,639
営業費用					
1. 支払手数料			2,358,262		2,010,648
2. 広告宣伝費			970		160
3. 調査費			2,236,948		2,025,602
(1) 調査費		160,023		133,814	
(2) 委託調査費		1,710,692		1,491,662	
(3) 情報機器関連費		365,263		399,102	
(4) 図書費		968		1,022	
4. 委託計算費			218,698		212,665
5. 営業雑経費			102,606		101,181
(1) 通信費		6,812		9,730	
(2) 印刷費		85,021		80,401	
(3) 協会費		6,591		6,748	
(4) 諸会費		4,181		4,300	
営業費用計			4,917,486		4,350,259
一般管理費					
1. 給料			1,180,816		1,237,133
(1) 役員報酬		82,223		87,649	
(2) 給料・手当		1,034,250		1,085,640	
(3) 賞与		64,343		63,844	
2. 法定福利費			191,628		198,885
3. 退職金			2,456		-
4. 福利厚生費			4,351		4,808
5. 交際費			1,555		105
6. 寄付金			-		500
7. 旅費交通費			8,454		8,997
8. 事務委託費			112,134		102,494
9. 租税公課			139,472		137,151
10. 不動産賃借料			150,775		154,577
11. 退職給付費用			51,226		55,702
12. 役員退職慰労金			300		-
13. 役員退職慰労引当金繰入			5,708		5,867
14. 賞与引当金繰入			216,189		191,517
15. 役員賞与引当金繰入			18,375		14,800
16. 固定資産減価償却費			41,842		34,453
17. 諸経費			63,433		42,241
一般管理費計			2,188,720		2,189,236
営業利益			355,649		114,143

区分	注記 番号	第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			994		985
2. 受取利息			80		69
3. 時効成立分配金・償還金			415		498
4. 助成金収入			1,586		482
5. 雑収入			280		70
営業外収益計			3,357		2,106
営業外費用					
1. 為替差損			3,264		7,741
2. 時効後支払損引当金繰入			37,988		-
3. 雑損失			110		-
営業外費用計			41,363		7,741
経常利益			317,643		108,508
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			108		2
特別利益計			108		2
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		4		820
2. 投資有価証券評価損			-		695
3. 投資有価証券売却損			818		2,084
4. 関係会社株式評価損			-		2,121
特別損失計			823		5,723
税引前当期純利益			316,929		102,788
法人税、住民税及び事業税			127,805		42,912
法人税等調整額			22,254		2,215
当期純利益			211,378		57,660

## 【(3) 株主資本等変動計算書】

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計		利益 準備金	その他利益剰余金		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855
当期変動額								
当期純利益						211,378	211,378	211,378
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	211,378	211,378	211,378
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	226	226	7,451,628
当期変動額			
当期純利益			211,378
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	988	988	988
当期変動額合計	988	988	210,389
当期末残高	1,215	1,215	7,662,018

第41期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233
当期変動額								
当期純利益						57,660	57,660	57,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	57,660	57,660	57,660
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,215	1,215	7,662,018
当期変動額			
当期純利益			57,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,364	28,364	28,364
当期変動額合計	28,364	28,364	29,295
当期末残高	29,580	29,580	7,691,313

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 3．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 時効後支払損引当金

時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者への今後の支払に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

## (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## (未適用の会計基準等)

## (収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

## (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

## (時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

## (1) 概要

IASB及びFASBが、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（IFRSにおいてはIFRS第13号、米国会計基準においてはTopic 820）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第40期 (2020年3月31日現在)	第41期 (2021年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 54,765千円 器具備品 153,010千円 その他 684千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 63,145千円 器具備品 166,398千円 その他 737千円

## （損益計算書関係）

第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 4千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 0千円 ソフトウェア 820千円

## （株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第40期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,679,360	7,679,360	-
(2) 未収委託者報酬	982,920	982,920	-
(3) 未収運用受託報酬	424,829	424,829	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	22,790	22,790	-
資産計	9,109,899	9,109,899	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,164)	(1,164)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(372,833)	(372,833)	-
其他未払金	(129,207)	(129,207)	-
(2) 未払費用	(703,287)	(703,287)	-
負債計	(1,206,495)	(1,206,495)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

## 負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,679,360	-	-
未収委託者報酬	982,920	-	-
未収運用受託報酬	424,829	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	8,759	13,259	771
合計	9,095,869	13,259	771

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,160,745	7,160,745	-
(2) 未収委託者報酬	864,128	864,128	-
(3) 未収運用受託報酬	346,844	346,844	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	465,904	465,904	-
資産計	8,837,622	8,837,622	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,521)	(1,521)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(302,483)	(302,483)	-
その他未払金	(69,552)	(69,552)	-
(2) 未払費用	(613,492)	(613,492)	-
負債計	(987,052)	(987,052)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

## 負債

## (1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	3,264
合計	33,464

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,160,745	-	-
未収委託者報酬	864,128	-	-
未収運用受託報酬	346,844	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	5,211	2,529	1,063
合計	8,376,929	2,529	1,063

（有価証券関係）

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は27,360千円であり、売却益の合計額は108千円、売却損の合計額は818千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) その他	8,996	7,762	1,234
	小計	8,996	7,762	1,234
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他	13,793	16,779	2,985
	小計	13,793	16,779	2,985
合計		22,790	24,541	1,751

(\*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は17,633千円であり、売却益の合計額は2千円、売却損の合計額は2,084千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) その他	5,147	4,588	559
	小計	5,147	4,588	559
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他	460,757	503,951	43,194
	小計	460,757	503,951	43,194
合計		465,904	508,539	42,634

(\*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、投資有価証券について695千円（その他有価証券695千円）、関係会社株式について2,121千円減損処理を行っております。

（退職給付関係）

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	422,821千円
退職給付費用	40,258千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>43,466千円</u>
退職給付引当金の期末残高	419,613千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>419,613千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>419,613千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>419,613千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>419,613千円</u>

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	40,258千円
----------------	----------

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	10,968千円
--------------	----------

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	419,613千円
退職給付費用	42,982千円
退職給付の支払額	- 千円
退職給付引当金の期末残高	462,595千円

#### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	462,595千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	462,595千円

退職給付引当金	462,595千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	462,595千円

#### (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 43,987千円

（注）退職給付費用には株式会社 T & D ホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

### 3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 11,714千円

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期(2020年3月31日現在)	第41期(2021年3月31日現在)
	(単位:千円)	(単位:千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	66,197	58,642
未払社会保険料	10,994	9,817
未払事業税	7,080	2,429
退職給付引当金	137,872	152,830
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,061	15,061
時効後支払損引当金	11,632	11,632
その他有価証券評価差額金	536	13,054
その他	14,835	17,952
小計	264,210	281,421
評価性引当額	48,464	55,372
繰延税金資産計	215,746	226,048
繰延税金資産の純額	215,746	226,048

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第40期(2020年3月31日現在)		第41期(2021年3月31日現在)
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6
住民税均等割	0.7	住民税均等割	2.2
評価性引当額	0.1	評価性引当額	6.7
その他	0.5	その他	0.3
税効果会計適用後の法人税率の負担率	33.3	税効果会計適用後の法人税率の負担率	43.9

## （セグメント情報等）

## 1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．関連情報

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## ( 関連当事者との取引 )

## 1. 関連当事者との取引

( 1 ) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主( 会社等の場合に限る。 ) 等

第40期( 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日 )

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に 伴う支払額 及び支払予 定額(*1)	99,817	未払金	79,336

( 注 ) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

第41期( 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日 )

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に 伴う支払額 及び支払予 定額(*1)	32,605	未払金	8,424

( 注 ) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

( 2 ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期( 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日 )

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問契 約の締結	投資顧 問契約 (*1)	398,614	未収運 用受託 報酬	110,897

( 注 ) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*1)	349,256	未収運用受託報酬	93,225

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

### (1株当たり情報)

第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	7,078.07円	1株当たり純資産額	7,105.13円
1株当たり当期純利益	195.26円	1株当たり当期純利益	53.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益(千円)	211,378	当期純利益(千円)	57,660
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	211,378	普通株式に係る当期純利益(千円)	57,660
期中平均株式数(千株)	1,082	期中平均株式数(千株)	1,082

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

- ・資本金の額 342,037百万円（2021年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

株式会社日本カストディ銀行

- ・資本金の額 51,000百万円（2021年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

野村證券株式会社

- ・資本金の額 10,000百万円（2021年3月末日現在）
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

### 3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2021年9月末日現在、該当事項はありません。

### 第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
  - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
  - ・目論見書の使用を開始する日
  - ・信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
  - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
  - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
  - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。